

令和 6 年度

いじめ防止基本方針



諫早市立長田小学校

諫早市立長田小学校 いじめ防止基本方針

【目指す児童像】

「なかよく がまん強く たのしく」

- **な**かよく助け合う子(徳)
- **が**まん強く体をきたえる子(体)
- **た**のしく進んで学ぶ子(知)

【いじめ対策委員会基本方針】

○いじめ対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、長田小学校いじめ対策委員会を設置する。

本組織は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織であり、具体的には、以下の機能を持ち、児童の豊かな学校生活及び教育活動を支える取組を行うものとする。

【いじめ対策委員会の取組内容】

- ①いじめ防止等の取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
→各学期にアンケート実施後、個人面談の定期的な実施。
- ④いじめに組織的に対応するための中核としての役割。

【構成メンバー】

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、教育相談担当職員、養護教諭及び該当学級担任

- ・必要に応じて、学校評議員、学校運営協議会委員、児童民生委員、その他外部関係者 等

【育友会との連携】

通常の育友会活動の取組目標等に、いじめ対策基本方針を取り入れながら、執行部役員、地域等との情報交換を行う。

【関係機関との連携】

児童の関係改善のために外部関係機関との連携を必要な場合には積極的に図りながら対応策を実施していく。

【児童会との連携】

児童会の基本的な取組内容について、年度当初の目標にいじめ対策基本方針を取り入れた内容にしながら、運営を計画、実践を行う。

本校におけるいじめ問題への取組

《いじめの防止について》

【学校の取組】

- 全教育活動を通じ「いじめは決して許されない」ことを毅然と指導する。
- 校内指導体制を確立し、いじめのもとを生まない学校づくりに努める。
 - ・ 人権意識や生命尊重の態度の育成
 - ・ 道徳的実践力を培う道徳教育の充実
 - ・ 居場所を感じる学校づくりや自己肯定感の育成
- 指導力向上を目指した教職員研修の充実を図る。
- 児童会活動を中心とした子ども自身の取組支援を充実する。

【家庭での取組】

- 思いやりの心を育む温かな人間関係の構築
- 基本的な生活習慣の確立
- 正義感を育成するための確固たるルールづくり
- 育友会・子ども会等への積極的な参加による連携強化

《いじめの早期発見》

【学校の取組】

- 『子どもを見つめる会』を中心としながら、それに加え、日々の情報共有を重ね、子どもに関する情報交換を密にする。
- 必ずメモ(5W1Hを意識)を取り、報告・連絡・相談の充実を図る。
- 定期的なアンケート調査や個人面談を実施し、きめ細かな把握に努める。
- 児童や保護者に対する啓発を続け、心のケア相談員の活動を充実させる。
- 各関係機関との連携を密にし、情報の収集に努める。

【家庭での取組】

- 家族団らんの機会を増やし、日頃から悩みを相談できる雰囲気づくりをする。
- 関係各機関の活動について理解を深めておく。

【少年センター・児童相談所・警察・医療機関 等】

《いじめに対する措置》

【学校の取組】

- 被害児童を守り通すという毅然とした指導体制を確立させる。
 - ・ いじめの疑いのある行為は、直ちに制止させる。
 - ・ プライバシーに配慮しながら、事実の正確な把握のための手立てをとる。
 - ・ 組織的なスピード感のある対応をする。(素早く・誠実に・何度でも)
 - ・ 該当児童及び保護者について、共感的な理解の下、早い段階から関わりを持つ。
- 加害児童及び保護者について、毅然とした指導と誠意ある継続的な助言に努める。
- 当該学級などの関わりを持つ集団については、継続的にいじめを抑止する「仲裁者」が表れるような集団作りに努める。

【家庭での取組】

- 子どものサインを見逃さない。
- 子どもを守る、子どもに卑怯なことはせないという揺るぎない教育方針で、学校をはじめとする関係機関と連携をとる。
- 広く意見を求め、個人で抱え込まないようにする。

《いじめに対する対応の流れ》

(1) 「いじめ問題」の発見

- ・保護者からの訴え、児童からの訴え、連絡
- ・教師の発見 など

(2) すぐに対応する。(担任、学年主任)

- ①事実関係を把握し、報告する。
(生活指導主任・教務主任・教頭→校長)
- ②共通理解し、今後の対応について検討する。
(いじめ問題対策委員会で検討する)
(校長の指導)

(3) 必要に応じて関係機関との連携を図る。

市教育委員会、市少年センター

(4) 被害児童、加害児童への指導をする。

状況によっては、学級、学年全体への指導を進める。
(学級担任、生活指導主任)

(5) 保護者への対応をおこなう。

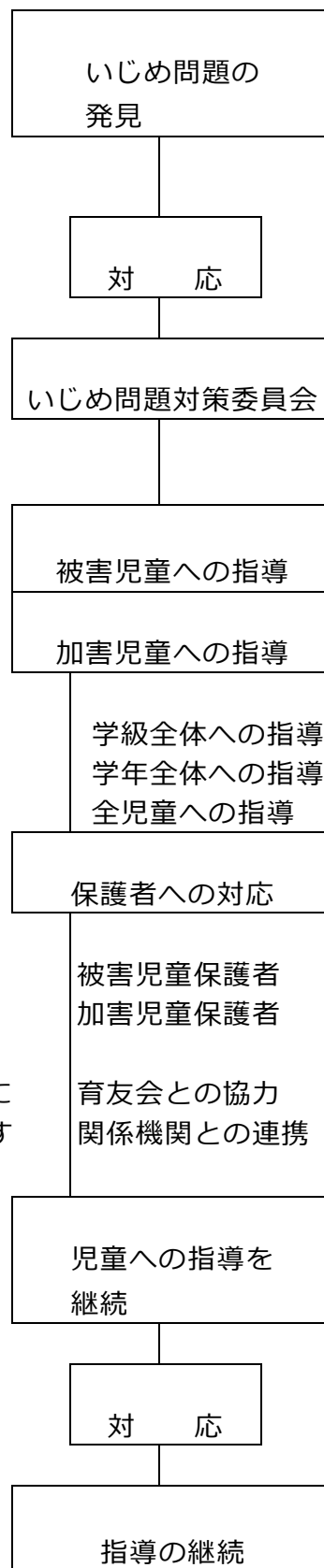
(担任、生活指導主任、教務主任、教頭)

- ①被害児童保護者—実情とこれまでの指導の経過と今後の対応について説明し、理解と協力を依頼する。
- ②加害児童保護者—事情を説明し、今後の対応について理解と協力を依頼する。

(6) 状況によっては、育友会等にも説明し、協力を得る。

(7) 指導を継続する。随時、指導の経過を報告する。

(8) 事態が改善されない場合は、再度対応策を検討し、対応する。



年間指導計画

月	組 織	活 動 予 定
4	学校・育友会 子どもを見つめる会	学校基本方針の確認・育友会総会時の啓発・説明
5	いじめ対策委員会① 子どもを見つめる会	学校基本方針の周知・確認 保護者面談 学校生活アンケートの実施
6	学校・関係諸機関 子どもを見つめる会	長田っ子の心を見つめる教育週間（道徳授業公開） 個人面談 学級分会での共通理解
7	学校・育友会 子どもを見つめる会	保護者面談での情報収集
8	学校	校内研修
9	学校 子どもを見つめる会	職員会議での情報交換会
10	いじめ対策委員会② 子どもを見つめる会	活動の評価、改善 学校生活アンケートの実施
11	学校 子どもを見つめる会	個人面談・教育相談 人権学習への取組（各学年）
12	学校・育友会 子どもを見つめる会	人権集会の開催 学級分会での共通理解
1	学校・関係諸機関 子どもを見つめる会	取組評価アンケートの実施 学校生活アンケートの実施
2	いじめ対策委員会③ 子どもを見つめる会	個人面談・教育相談
3	学校 子どもを見つめる会	年間の活動評価、改善
<p>※ 児童の共通理解を図る『子どもを見つめる会』を定期的に位置づける。 ※ 定期的なアンケートに加え、必要に応じて生活(いじめ)アンケートを実施する。 ※ 児童との個人面談、保護者を含めた教育相談を随時実施する。</p>		

【いじめとは】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係がある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」より

【具体的ないじめの様態（例）】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- コンピュータや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。